

2022年06月14日

荷主各位

マースクAS
カスタマーエクスペリエンス**【ガボン向け輸出】BIETC番号及びBIETCドラフトコピーご提出のお願いについて**

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、従来より、ガボン向け貨物につきましては、ガボン税関当局が船積みから荷降ろしまでのすべての貨物を監督し管理するために、お客様によるBordereau d'Identification Électronique de Traçabilité des Cargaisons (以下BIETC)の取得及び SHIPPING インストラクション (以下=SI) への記載が義務づけられておりましたが、この度、規制強化のためBIETC番号のご提出期限及び方法が変更になりましたので下記のとおりご案内申し上げます。

急な変更につき、お客様にはご迷惑をお掛けいたしますが、期限までにご提出が確認できない場合、お船積みをお断りさせていただきますので、何卒ご理解・ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

本件につきましてご不明な点がございましたら、輸出カスタマーエクスペリエンスまでお問い合わせください。

敬具

記

【適用開始日】 2022年06月14日 以降に日本を出港するブッキングより適用**【対象貨物】** 全てのガボン向け輸出貨物に適用**【ご提出期限及び方法】**

期日までに BIETCドラフト番号及び BIETCドラフトコピーをご提出ください。

1. ガボン向けSIカットの設定

ガボン向け貨物について、SI カットをCY カット2営業日前16:30 と設定いたします。

SIカット (CYカット2営業日前16:30) までにBIETCドラフト番号を明記の上、SIをご提出ください。

- ACL (SeaNACCS) / INTTRA 経由の場合 Cargo Description 欄にご記載をお願いします。
- e コマースサイト Maersk.com Self Service Portal の場合 Shipment reference ドロップダウンリストから選択後、ご記入をお願いします。

2. BIETCドラフトコピー

SIカット (CYカット2営業日前16:30) までにBIETCドラフトコピーをメールに添付の上、BIETC管理チーム (BIETCFORGABON@maersk.com) へご送付ください。

BIETC管理チームではBIETCドラフトに記載されている内容とSI情報に齟齬がないかを確認し、相違がある場合はブッキングご依頼者様へメールにてお問合せさせていただきます。

尚メールの件名には9桁のBooking no (半角英数字) を記載の上、ご送付ください。

例: Booking no. 123456789 の場合、メールの件名は「123456789」にてお願いいたします。

【ご提出の際の注意事項】

- SIに必須項目がない場合は B/L 作成を中断の上、期限までにご提出の確認が取れない場合は船積みをお断りさせていただきます。
- BIETC は BL 単位で都度ご取得いただく必要がございます。
- BIETCは日本出港後15日以内にご取得を完了することが規定されています。必ず期限内でのお手続きをお願いします。
- BIETCドラフト番号及びBIETCドラフトご提出後にガボン税関システムとの間に不整合が確認された場合にはお船積みの停止・積み戻し、またはペナルティの対象となる可能性がございます。ペナルティに関しては、Cargo ValueまたはOcean Base Freightの最大150% が課せられます。ペナルティ金額の50%はガボン税関から荷受人様へ直接請求となり、残り50%は弊社より荷送人様へ請求させていただきます。
- 弊社ではBIETCのご提出不備に伴うお船積みの停止や積み戻し等に発生するすべての費用を荷送人様へ請求させていただきます。
- BIETC 番号ご連絡後に日本出港本船が変更になった場合は速やかにガボン税関へ BIETC 情報の変更をご手配ください。

以上